

議案第45号

湯梨浜町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

湯梨浜町犯罪被害者等支援条例（令和3年湯梨浜町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>（経済的負担の軽減）</u></p> <p>第7条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し<u>必要な支援金を支給するものとする。</u></p>	<p><u>（見舞金の支給）</u></p> <p>第7条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し<u>犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を</u>支給するものとする。</p> <p><u>2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の湯梨浜町犯罪被害者等支援条例第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用し、施行日前に行われた犯罪行為による犯罪被害については、なお従前の例による。